

控訴審第4回裁判のご報告

令和元年7月19日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護団の主張や提出した証拠

★第11準備書面(一審被告東京電力共通準備書面(2)に対する反論)

○概要

- ① 空間線量は、数メートル離れただけで全く異なる数値を示すのであり、モニタリングの数値が低いからといって、安全とはいえない。広野町では年少人口の割合が減少し、一方で、復興関連事業の作業員が増加している。
現在の広野町は、安心して暮らせるとは到底いえず、住民の構成も変わってしまった。一審原告14番の‘ふるさと’は、喪失あるいは変容してしまった。
- ② 一審原告14番世帯の福島での安心・平穏な生活は、本件事故により奪われ、継続している。強制避難を余儀なくされた区域からの避難者と、緊急時避難準備区域からの避難者とで、慰謝料を区別する理由はない。

★第12準備書面(一審被告東京電力共通準備書面(3)に対する反論)

○概要

- ① 一審原告らは、ふるさとにおける包括的生活利益としての平穏生活権がある日突然奪われたことを、侵害として訴えている。平穏な生活の断絶によって受ける精神的苦痛は、強制的な避難指示の対象となった区域の住民と旧屋内退避区域等の住民とで差はない。
- ② いわき市には、他の避難区域等からの避難者が流れ込み、原発復興関連の仕事に従事する者がいわき市で居住する一方で、依然放射能への心配等からいわき市から避難を続ける人が多数いる。現在のいわき市は、本件事故前のいわき市とは全く異なっており、コミュニティが変容してしまっている。
南相馬市も、放射線による地域の汚染・放射線被害に対する南相馬市民の不安等によって、これまでの生活のありようが様変わりしている。本件事故前まで南相馬市で営んでいたような平穏な生活を送ることは、もはやできない。

★第13準備書面(一審被告東京電力共通準備書面(4)に対する反論)

○概要

- ① 矢吹町は、除染の対象外となった場所や森林について除染がなされていない。
本件事故から8年が経過した現在においても、中間貯蔵施設への除染土壌等の輸送は終了していない。矢吹町内に、保管されているのである。
- ② 本件事故後、本件事故や空間放射線量の人体への影響、内部被ばくなどに関する情報は、人体への影響が大きいとするものから小さいとするものまで様々な内容が多くの情報媒体によって報じられていた。
多くの住民が、本件事故後の情報を適切に受け取り、冷静な判断を行うことが

出来ていたというのは適切な解釈ではない。本件事故直後の混乱が生じている状況の中、様々な情報を適切に受け取り、内容を吟味し判断した上で避難することは、十分に合理性が認められる。

★提出した書面

人証申出に関する意見書、現地進行協議期日に関する意見書

★提出した主な証拠

阿部勝征氏の供述調書、東京地裁で実施された上津原勉証人(東電原子力設備管理部長代理)の尋問調書、一審原告の方々の陳述書、6/24現地進行協議結果報告書、中間貯蔵施設への除去土壌等の輸送について(環境省作成)

(2) 一審被告東京電力が提出した書面や証拠

★提出した主な証拠

阿部勝征氏の供述調書

(3) 一審被告国の主張や証拠

★第6準備書面

○概要

① 国は、規制権限不行使の違法性の判断枠組みに関する従来の主張を撤回し、新たな判断枠組みを主張していない。

国が主張する「審議会等における検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠に裏付けられた知見」の中には、㊦直ちに決定論的安全評価に取り入れ、事業者に対応を行わせる必要があると判断されるべき知見や、㊩直ちに決定論的安全評価に取り入れることはできないが、事業者に更なる調査・検討を指示するなどした上、その結果に基づいて決定論的安全評価に取り入れさせることが相当とされるべき知見など、様々な知見がある。

上記㊦のレベルのものであれば、これを採用しないで規制権限を行使しないことは国賠法上、違法となる可能性がある。しかし、上記㊩のレベルのものであれば、直ちに決定論的安全評価に取り入れる必要もなく、これを採用しないで規制権限を行使しなかったとしても、国賠法上違法とはならない。

「審議会等における検証に耐え得る程度の客観的かつ合理的根拠に裏付けられた知見」とは、「規制権限の行使を義務付ける」段階よりも下のレベルのものである。

② 国は、津波評価技術が既往最大にとどまらずに想定される最大の津波をも考慮していることを、従前から繰り返し主張している。津波評価技術が既往自身が発生していない領域であっても地震地体構造の知見を踏まえて波源を設定することがあることについても、国は、繰り返し主張している。

津波評価技術は、4省庁報告書等の考え方を補完・精緻化するものである。4省庁報告書等の津波数値解析の精度は、不十分であった。

津波評価部会では、津波評価技術の体系化に際し、決定論的に取り扱う地震津波の発生メカニズムや発生領域、規模等に関する理学的知見をあらかじめ網

羅的に検討，整理した上で，想定津波の波源の位置や断層モデルの設定方法等について当時第一線の専門研究者を入れて議論・検討を行ったものである。

★第7準備書面

○概要

- ① 東電が行った平成20年試算は，規制側から，「長期評価の見解」を決定論的に取り扱うよう要求された場合に備えた東電の検討の一環であった。
この検討は，耐震バックチェックの際に「長期評価の見解」を決定論的に扱うように要求された場合に備えたものであり，「長期評価の見解」につき科学的知見による裏付けが上積みされたことによるものではなかった。「長期評価の見解」等を踏まえた決定論的手法（津波評価技術）の改訂が試みられていたものの，そのための検討の途上であった。地震・津波の専門家を含めた改訂に向けた検討も，「長期評価の見解」をそのまま決定論に取り込む形ではない方向で波源を検討する方向に議論が進んでいた。
これらの経緯は，国の従前の主張の正しさを補強するものである。
- ② 高尾氏（東電土木調査グループ課長）は，東電役員刑事事件において，「長期評価の見解」を決定論的に取り扱うべきであると考えていた，と証言した。しかし，原子力規制機関の規制判断は，客観的評価によって行われるべきものであって，個人や事業者の主観的評価によって左右されるものではない。
- ③ 国は，確率論的手法の確立を進める一方で，従来からの決定論的手法による安全規制活動についても，新たに得られる知見や技術の進歩等を踏まえ，安全性や合理性の向上を図るべく，様々な取組を行ってきた。ただ，決定論的手法は，本件事故当時，見直しの過程にあり，決定論的手法に基づく規制判断の見直しや新たな規制要求はできなかった。

★第8準備書面

○概要

- ① 国は，「長期評価の見解」の信頼性を，一切認めてないわけではない。今回の争点は，「長期評価の見解」が，「審議会等の検証に耐える程度の客観的かつ合理的根拠に裏付けられた地震地体構造の知見」といえるか否か，である。
上記知見か否かを判断するにあたり，深尾・神定論文は意味を成さない。また，中央防災会議日本海溝・千島海溝専門調査会北海道WGでは「長期評価の見解」の検証を行っていた。
- ② 国は，規制上想定することができる適切な特定の津波があるということが分かっているのに，人的資源や時間的制約等があれば他の規制上の要請への対応を優先して良い，と主張しているわけではない。
一審原告らの主張は，法令に基づく規制上の国の要求事項と，法令によらない自主的安全性の向上のために事業者が取組が期待される事項とを区別せず，後者についても法令に基づく国の規制要求であると主張するに等しい。一審原告らは，国のグレーデット・アプローチに関する主張を，正しく理解していない。
- ③ 一審原告らは，岡本教授の意見書や国の主張，確率論的安全評価の意義や山口教授の意見書の趣旨を正解せずに，確率論的安全評価に関する主張を展開している。

★提出した主な証拠

原子力土木委員会津波評価部会議事録, 東北地方太平洋側における古津波堆積物の研究(澤井祐紀氏作成), 東京地裁で実施された高尾誠証人・酒井俊朗証人・名倉繁樹証人・首藤伸夫証人・島崎邦彦証人・松澤暢証人・岡本孝司証人らの各証人尋問調書, 横浜地裁平成31年2月20日判決

2 一審原告本人の方々の尋問

3 今後の裁判の日程

第5回口頭弁論期日 2019年 月 日() 時

※チラシでは10月11日(金)と案内しましたが、直前になり、裁判所より、次回の期日の日程を10月11日に実施するか否か検討したい旨連絡を受けたため、空欄にしております。

以 上